

一般社団法人 日本建築構造技術者協会

J S C A 賞表彰規則

1999年 3月25日制定  
2001年10月23日改訂  
2004年10月22日改訂  
2008年 9月26日改訂  
2010年 1月22日改訂  
2010年 6月23日改訂  
2011年 5月18日改訂  
2012年 4月 1日改訂  
(一般法人設立登記日)  
2012年 6月 6日改訂  
2016年 6月 8日改訂  
2017年 6月 7日改訂  
2018年 6月 7日改訂

(目的)

第1条 建築がその時代的・社会的な役割を果たしていくためには、建築構造設計者及び技術者がその職能を十分に発揮することが不可欠である。一般社団法人日本建築構造技術者協会は、建築構造の設計・監理等の分野で、優れた成果を発揮した者を表彰することにより、その職能を顕在化させ、技術の発展と活動の活性化を図り、建築の質の向上に資することを目的とした賞を設ける。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は JSCA 賞とし、作品部門と業績部門に分ける。作品部門には作品賞、奨励賞及び新人賞を、業績部門には業績賞を設ける。

(賞の対象者)

第3条 作品部門の対象者は、構造技術により高い構造性能を確保し、建築の価値を高め、環境に配慮するなどの優れた作品(建築、工作物など)を実現した構造設計者とし、単名を原則とする。

- (1) 作品賞の対象者は、極めて優れた作品を実現した構造設計者とする。
- (2) 奨励賞の対象者は、特に優れた作品を実現した構造設計者、もしくは独創的な構造アイデアの適用、地域性を活かした提案、生産性への配慮などの特定のテーマにおいて卓越した技量が認められる作品を実現した構造設計者とする。
- (3) 新人賞の対象者は、優れた作品を実現し、一層の活躍が期待される若手構造設

計者（応募締切日で40才未満の者）とする。

2 業績部門の対象者は以下の者とする。

- (1) 構造に関連した分野で、構造設計者あるいは技術者の職能向上や社会的活動の活性化に貢献した者。
- (2) 卓越した構造材料、構造システム、構造ディテール等を開発し、その普及に寄与した者。
- (3) 既往技術の一連の応用により、独自の建築構造を創出、あるいはその技術の普及に貢献した者。

（応募資格）

第4条 各賞応募者の資格は下記による。

- (1) 作品部門の応募者は正会員かつ応募作品の構造設計に必要な法的資格を有する者とする。
- (2) 業績部門の応募者は正会員又は一般会員とする。

（応募部門と応募方法）

第5条 作品部門あるいは業績部門のいずれかで応募を受け付ける。

2 作品部門への応募作品は応募締切日で竣工後1年以上を経過したものとする。

（表彰者の選考と決定）

第6条 表彰者の決定は第10条に規定するJSCA賞委員会の推薦に基づき会長が行う。

2 既に受賞した者を同一名称の賞で重複して表彰しない。ただし、既に受賞した者であっても、異なる名称の賞で表彰することができる。

（表彰の方法）

第7条 表彰者には会長が表彰状及び副賞を授与する。

2 表彰は、原則として通常総会にて行う。

（賞の発表）

第8条 協会は表彰した作品及び業績を以下の方法で広く発表する。

- (1) 表彰者による受賞講演及びパネル展示
- (2) 協会機関誌及びホームページへの掲載
- (3) 新聞社、雑誌社への公表及び他機関への紹介

（著作権）

第9条 応募者が作成した資料の著作権は応募者に帰属する。ただし、協会は第8条の発表に際し応募者が作成した資料を無償にて利用できるものとする。

2 前項の資料に写真など第三者の著作権が存在する場合は、応募者が、JSCA賞への応募及び本規則に規定する事項について、当該第三者の許諾を得るものとする。

（JSCA賞委員会）

第10条 作品及び業績の審査を行うため、JSCA賞委員会を設ける。

2 委員長は、運営会議の承認を得て、会長が任命し、理事会に報告する。

- 3 委員は、委員長が推薦し会長が任命する。
- 4 委員会には、委員長の指名により副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 委員会は、委員長及び副委員長を含め、8名以内で構成する。
- 6 委員（委員長及び副委員長を含む。次項も同じ）の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないが連続2期までとする。
- 7 委員が任期途中で交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（規則の改廃）

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

（細則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に決める。

付則1 この規則は、平成30年の6月7日より実施する。

付則2 第10条6項に規定する委員の任期とは、通常総会の翌日から、2年後の通常総会の日までとする。

付則3 委員長の交替は、前任者の任期が終了する前に、運営会議で承認を得ておくものとする。